様式第３号（第６条関係）

**補助金不交付決定通知書**

第号

年１２月３１日

　様

三股町長　　　　　　　　　印

　　　年　　月　　日付けで申請のあった三股町浄化槽設置整備事業補助金については、下記の理由により交付しないことを決定したので通知します。

記

　（理由）

（教示）

１．　この処分に不服があるときは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、三股町長に審査請求をすることができます。（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）

２．　この処分の取消しの訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に三股町長を被告として(訴訟において三股町を代表する者は三股町長となります。)提起することができます。（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）ただし、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内にこの処分に対する審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、当該審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。